

**宮城県が進める県立精神医療センターの
富谷市への移転計画、並びに 4 病院再編
構想全体に係る見解**

令和 5 年 10 月 12 日

仙 台 市

宮城県が公表し、推し進めようとしている、県立精神医療センター(以下「センター」という。)を富谷市に移転し、東北労災病院との合築により整備する計画(以下「移転計画」という。)、並びに、それを前提とした名取市への精神科民間病院誘致に向け公募を実施する案に関しては、公表以来、患者やその家族、支援者をはじめ、精神医療の専門家で構成される宮城県精神保健福祉審議会(以下「県審議会」という。)においても、長年に亘り地域で築き上げてきた地域包括ケアシステムを崩壊させるものだとして、強い反対の声が上がっているとともに、この間の県による一連の対応を問題視する意見も相次いで示されている。

本市には、名取市と隣接する太白区など市南部を中心に、センターを通入院先としている患者が多く居住している。また、仙台市長は、県内の市町村で唯一、いわゆる措置入院に関する権限を有しており、主要な受入医療機関であるセンターと密接な協力関係を構築しているとともに、センターの24時間救急受入体制確保のために毎年県に負担金を拠出するなど、本県の精神医療分野において重要な役割を果たしている。

以上のような事実を踏まえ、本市は9月12日に「県立精神医療センターの富谷市への移転及び名取市への精神科民間病院誘致に関する申し入れ」(以下「申し入れ」という。)を行ったのに対し、県から9月25日に「県立精神医療センターの富谷市への移転及び名取市への民間精神科病院誘致に係る宮城県の考え方」(以下「県の考え方」という。)が示された。しかしながら、個々の申し入れ項目に対する回答はなされたものの、その内容は、従来から県が示している考え方等が繰り返されているのみであり、センターの移転はもとより、新病院誘致の必要性についても疑問が残るものであった。

さらに、4病院再編構想全体についても、県は「政策医療の課題解決」「持続可能な医療の確保と地域医療の質の向上」「仙台医療圏全体の均衡が取れた医療提供体制の整備」などの効果を主張するが、それを証明するシミュレーション結果等の説明がなされていない。このような県の説明不足に起因して、県内自治体間には、病院が「来る側」と「去る側」が対立するかのような構図がもたらされており、一刻も早い対応が求められる。

本書は、「県の考え方」をはじめとする、これまでの一連の経過を受け、移転計画、並びに4病院再編構想に係る本市の見解を改めて示すものである。県には、趣旨を踏まえ、適切に対応することを強く求める。

【参考】県立精神医療センター移転計画を中心とした、4 病院再編構想を巡る主要経過(R5.10.12 現在)

年月日	主な出来事
H28.10	○移転候補地への移転断念を公表 宮城県立がんセンター西側山林が移転候補地とされ、用地交渉が進められていたが、地権者の同意が得られず、同地への移転を断念した旨公表。
R元.5	○「県立精神医療センターのあり方検討会議」を設置 センターの建替えを見据え、目指すべき方向性等を議論するため、精神医療に係る有識者で構成する検討会議を設置。
R元.12	○検討会議報告書の提出 検討会議として「宮城県立精神医療センターの今後のあり方に関する報告書」をとりまとめ、知事に提出。
R2.8.4	○「がんを総合的に診療できる機能を有する病院」の実現に向けた検討開始公表(3病院再編) 東北労災病院、仙台赤十字病院及び県立がんセンターの連携等について検討を開始する旨公表。(この時点で県立精神医療センターは検討対象外。)
R2.9.30	○富谷市が3 病院の統合・移転先として誘致を表明 用地確保、運営面、泉中央駅からのアクセス等最大限支援することを示し、富谷・黒川地域の町村とともに知事に直接要望。
R3.9.9	○「政策医療の課題解決に向けた県立病院等の今後の方向性について」公表(4 病院再編) 仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合、東北労災病院と県立精神医療センターの合築という 2 つの枠組みについて関係者協議を開始する旨公表。
R3.10.10	○富谷市への移転を知事選挙の公約として発表 県立精神医療センターを東北労災病院と合築により富谷市に開院させることを目指して検討を始める旨を政策集に掲載し発表。
R4.5.27	○富谷市が移転候補地を県に提案 富谷市が東北労災病院及び県立精神医療センター合築に係る整備場所として、同市明石台東土地区画整理事業地内の約 60,000 m ² を県に提案。
R5.2.8	○県精神保健福祉審議会に移転計画を報告 県立精神医療センターの富谷市への移転計画を初めて審議会に報告。委員より反対意見が多数出される。
R5.2.20	○4病院の設置者による協議確認書の取り交わし 令和 4 年度中の基本合意が困難として、継続協議すべき事項等を確認するために「協議確認書」を病院設置者間で取り交わした旨公表。 ○名取市の新病院に外来機能の設置を公表 県立精神医療センター移転後の県南の患者の通院先として、名取市内に整備予定の新病院に「精神科外来機能」を設置する考えを公表。
R5.5.31	○県精神保健福祉審議会が「移転計画は認められない」と結論 県は富谷市移転時の開院時期(令和 10 年～令和 11 年)が、他候補地に比べ最短であること等を報告。審議会として、現在の提案では移転計画を認めることはできないと結論。
R5.8.1	○県精神保健福祉審議会で移転計画への反対意見が相次ぐ 県立精神医療センターの富谷市への移転は、名取市で構築されている「にも包括」を壊すことに繋がるとの反対意見や、審議会の意見を無視して協議を進める県の姿勢を批判する意見が相次ぐ。
R5.8.31	○名取市に精神科民間病院を誘致する旨公表・審議会では反対多数 県精神保健福祉審議会に、名取市内に精神科民間病院を誘致する旨報告。審議会として賛否を問う採決の結果、出席委員 16 名中、反対 11 名、保留 5 名、賛成なし。
R5.9.4	○精神科民間病院誘致に関する企画提案募集要項案公表 県医療審議会病院部会に、名取市への精神科病院誘致に関する企画提案募集要項案を提示。
R5.9.5 ～10.4	○県議会において県当局の 4 病院再編案の進め方等を厳しく指摘する質疑 県議会令和 5 年 9 月定例会において、多数の議員から、4 病院再編に関する県当局の説明不足等を厳しく指摘する質疑が相次ぐ。
R5.9.26 ～10.2	○県議会各会派が知事に対し 4 病院再編案の進め方等に関する要望書等を提出 県議会の各会派より、4 病院再編案について、患者や家族等の意見聴取、県民への十分な説明、精神保健福祉審議会への丁寧な説明、仙台市との協議などを求める要望書等が知事に提出される。
R5.10.2	○名取市に県立精神医療センター分院の設置を示唆 知事記者会見にて、名取市への精神科民間病院の誘致がうまくいかない場合には名取市に県立精神医療センターのサテライト(分院)設置などの検討が必要との認識を示す。
R5.10.10	○県精神保健福祉審議会が開催されるもセンター移転・病院誘致案に関する具体の審議に入らず センターの富谷市への移転を前提に審議を進めることについて、委員の反発が強く、具体の審議に入れないまま閉会。移転の是非については次回以降の継続審議とされる。

見解【1】

県は、県立精神医療センターの移転計画に係る協議を一旦休止し、移転の必要性・枠組み・立地場所等について、必要な時間をかけ、再検討すべきである。

1 検討の進め方に関する問題

(1) 移転計画立案に際し、患者等の意見が聴取されていない。

- センターを遠隔地に移転させる計画が、センターを通入院先とする多くの障害者の生活に重大な影響を及ぼすことは明らかである。
- このような計画の立案に際し、地方公共団体には、障害者が積極的に関与する機会を設け、その意見を聴取し、それを尊重すべきであることが、障害者権利条約及び障害者基本法により定められている。
- しかし、県は、患者やその家族、医療関係者などからの意見を十分に聴取しないまま計画を立案し、実行に移そうとしている。
- 県が 9 月に実施したアンケート結果において、多くの患者が、センターの富谷市移転による環境の悪化について不安を感じていることが明らかになった。
- 県は、こうした患者の声を真摯に受け止め、それを最大限尊重した形で、建替え計画を検討し直すべきである。

(2) 移転計画立案段階での精神保健福祉関係者による検討がなされていない。

- 「県の考え方」では、移転計画の根拠として、令和元年に設置された「県立精神医療センターのあり方検討会議」で議論された内容や、同年 12 月にまとめられた報告書が挙げられている。
- 報告書には、課題、目指すべき機能、方向性等が示されているが、そもそも遠隔地への移転は検討の前提とされておらず、その結果をもって移転計画の根拠とすることは妥当ではない。
- 県は、改めて精神保健福祉関係者による検討会議を設置するか、県審議会の場において議論するなど、必要な手順を踏むべきである。

(3) 移転計画に関し、県審議会では否定的な意見が大勢を占めている。

- 県審議会は、精神保健福祉施策を円滑に進めるための専門的施策について検討を行うため、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」及び「宮城県精神保健福祉審議会条例」により設置されている。
- 県審議会においては、この間、移転計画について否定的な意見が大勢を占めており、名取市への民間精神科病院の誘致公募案については、審議自体行われていない。
- 県は、このような事態を重く受け止め、移転計画を無理に押し進めるのではなく、県審議会での理解が得られるよう丁寧な説明を行い、時間をかけて審議を尽くすべきである。

2 富谷市への移転の必要性に関する疑問

(1) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに深刻な影響を与える。

- 「県の考え方」において、県は「センターは、名取市をはじめ県南部を中心に、訪問看護やデイケアなどの機能を生かしながら、グループホームなどの社会資源との連携体制を築き、患者の方々の生活を支えてきたことから、富谷市に移転した場合、県南部の精神科医療提供体制や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(以下「にも包括」という。)体制の確保に不安や懸念が大きい」としている。
- この不安や懸念に対応するため、県は令和 5 年 2 月に、センター移転後の県南の患者の通院先として、名取市内に整備予定の新病院に「精神科外来機能」を設置するとの考えを示した。
- その後、外来機能だけでは不足だとする外部からの指摘を受けて、令和 5 年 8 月には新たに名取市に「入院外来機能」を備えた民間精神科病院を誘致する旨を公表し、さらに今月には、民間精神科病院の誘致ができなかった場合、名取市内にセンター分院を設置することにも言及するに至っている。
- このような一連の経過をみると、「1 検討の進め方に関する問題」に示したとおり、県は、センターの移転計画を立案する段階で、患者や精神保健福祉分野の有識者等の意見を十分に聴取しておらず、「にも包括」に与える深刻な影響を把握できていたのか疑問が残る。
- センターを中心とした「にも包括」は、センターと患者支援者が長い年月をかけ、地域の理解を得ながら作り上げてきた「コミュニティ」と言えるものであり、それを崩壊させるようなことがあってはならない。
- ((2)のとおり、)センターを富谷市に移転・合築する必要性及び合理性が判然としておらず、「にも包括」を存続させるための具体的な方策も示されていない中にあることは、移転計画を一旦休止し、名取市内での建替えも含め、慎重な検討がなされるべきである。

(2) 富谷市に移転・合築する必要性及び合理性が確認できない。

- 県は、センターを富谷市に移転させ、東北労災病院と合築することの必要性について、主に以下の3点を挙げて説明する。
 - ①富谷市明石台地区の移転候補地は、県の中央部に位置し、県内各地からの道路ネットワークによるアクセスが良いこと。
 - ②東北労災病院と合築することにより、身体合併症のある患者が救急搬送された場合、労災病院側で処置した後、速やかに精神病院側に引き継ぐことなどによる対応が可能であること。
 - ③名取市内には移転候補地は見当たらず、センターの早期の建替えには造成済みである富谷市明石台地区が適地と考えられること。

① ⇒ 道路ネットワークによるアクセスよりも公共交通機関によるアクセスが重要である。

- 救命救急の観点からは、道路ネットワークによるアクセスは重要な要素ではあるが、通常の外来診療においては、交通機関によるアクセスが重視される。とりわけ、センターを日頃利用している患者にとっては、時間的、金銭的負担が大きくなり、通院自体の継続性が担保されない状況は望ましくない。
- よって、道路ネットワークを生かした移送時間の短縮のみをもって、立地の優先要件とすることには疑問がある。

② ⇒ 身体合併症への対応の必要性や具体的な手法について改めて検討すべきである。

- **そもそも県の計画では、県内にどの程度の身体合併症対応ニーズがあり、それに再編後どれだけ対応できるのかといった具体的な見込みが示されていないことから、移転・合築の必要性について評価することが困難である。**
- 「県の考え方」にて、令和3年度の精神科救急情報センターへの相談の中で「身体科優先」の事由によりセンターで対応できなかった件数が57件あり、東北労災病院との連携によって対応可能な事例が増える旨の回答が示されたが、精神科での入院の必要性がどの程度あったのかが不明瞭であり、既往や発症経過の確認の中で優先対応が指示されたとも考えられ、「精神科で対応すべきだったのに受け入れられなかった」と位置付けることには疑問がある。
- 仙台市立病院では、長年に亘りセンターからの身体合併症患者受入等の連携を図っており、この関係性の維持・強化により、身体疾患のニーズには十分に対応が可能であると考えられる。
- 仙台市立病院における精神疾患患者への身体合併症対応は、院内の各診療科と精神科の綿密な連携のもとで効果を発揮している。一方で、県の計画は、経営主体の異なる東北労災病院とセンターの「合築」により、身体合併症への対応力向上を図ろうとするものである。
- **このような形で身体科と精神科の緊密な連携が求められる身体合併症対応を行うこと、救急患者の受入れの場面において円滑に対応することは非常に困難であると考えられ、実効性に疑問がある。**本市では、かねてよりこの点について指摘してきたが、県からは、相手方と協議中であるとして、具体的な対応策についての説明はなされていない。
- なお、県は、先行事例として、岩手県における精神科病院の県立南光病院と総合病院である県立磐井病院の合築事例を挙げているが、両病院は同じ県立病院であり、「経営主体の異なる」事例ではない。

③ ⇒ 建替え時の立地については、患者への影響を総合的に勘案して慎重に行うべきである。

- センターの移転候補地については、県精神保健福祉審議会の複数委員から具体的な代替案が提案されている。また、これとは別に、名取市の県立がんセンター西側山林の地権者による候補地提案もなされている。
- これらの提案に対し、県は、最も早く建替え可能なのは造成済みである富谷市明石台地区であり、その他の候補地は数年整備が遅れるなどとして、同地区の優位性を説明する。
- 県は、令和5年2月に独立行政法人労働者健康安全機構と取り交わした協議確認書において、同地区を新病院(東北労災病院及びセンター)の整備場所とすることを前提として協議するとしているが、その一方で、県精神保健福祉審議会や県議会に対し、センターの同地区への移転については「まだ決定したものではない」という趣旨の説明を繰り返している。
- 本市としても、患者の受療環境の改善を図るために、センターの早期建替えは必要だと考えるが、それと同時に、2(1)で述べたとおり、名取市内を中心に構築されている「にも包括」への深刻な影響を十分に考慮し、その立地については慎重に検討すべきと考える。

見解【2】

県は、4 病院再編構想全体について、性急に事を進めることなく、各政策医療に与える影響等を詳細に分析の上、結果を明らかにしながら、慎重かつ丁寧な検討を行うべきである。

1 再編構想の目的・効果に関する問題

(1) 政策医療の課題解決に向けた根拠や裏付けが確認できない。

- 本市がこれまで繰り返し発出してきた意見等に対し、未だ県から具体的な回答は示されていない。
- 救急医療については、現場の実情を反映しているとは言い難い見通しを根拠に、仙台医療圏全体の救急受入能力の向上を図るとしたままであり、周産期医療に関しても、仮に再編がなされた後の連携体制について、明確な見通しが示されていない。さらに、ここまで述べてきたように、精神医療に関しては、将来のあるべき姿が整理できていないと判断せざるを得ない。
- 県は、政策医療の課題解決に向け本構想を推進する必要がある、と主張するが、現場のヒアリングや実態に即したシミュレーションに基づく、具体的な根拠や裏付けを持って本構想を立案し、関係者との協議を進めてきたのか疑問である。

(2) 医療提供体制や市民生活への影響、それに対する県の対応が明らかになっていない。

- 4 病院再編構想は、仙台医療圏全体に大きな影響を与えるものであることから、住民や医療関係者に対し、必要性や課題、再編後の方向性等について、具体的な説明がなされるのが当然である。
- 県は、関係者への影響を考慮し、限定的な情報しか明らかにできないとして、影響分析に必要な情報の開示を行うことなく、病院の移転等を推し進めようとしている。仮にこのような状況のまま基本合意がなされれば、患者やその家族等の不安や懸念が解消されないまま、既存の病院がなくなる方針が決定されることになる。
- 県は、今後説明会等の開催を想定している旨を公表しているが、参加する側が求める情報をできるだけ明らかにするとともに、幅広く意見を聴取し、その後の方向性を見出すべきである。

(3) 4病院再編の枠組みを維持すべき理由が確認できない。

- 県立がんセンターと仙台赤十字病院、県立精神医療センターと東北労災病院、という2つの枠組みとした経過や理由については、ほとんど明らかにされていない。
- 一方、県は、精神保健福祉審議会の議論などを踏まえた、として名取市へ民間精神科病院を公募により誘致する案を提案し、それまでの「4 病院」による再編案を「5 病院」ないし「6 病院」による再編案に変更するという対応を行っている。
- 当初の 4 病院再編構想について、その必要性や妥当性、合理性が確認できていない中、再編の枠組みについても改めて検討を加え、その結果を踏まえ、必要な対応を行うべきである。

2 再編構想の進め方に関する課題

(1) 期限設定により、検討にかかる時間をあらかじめ区切るべきではない。

- 令和 5 年 2 月に締結された「東北労災病院と宮城県立精神医療センターの移転・合築に向けた協議確認書」の第 7 条に「令和 5 年度合意に至らないときは、甲乙協議の上、本確認書を解除できるものとする」とある一方、「仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターの統合に向けた協議確認書」では、そのような規定はなされていない。
- センターの老朽化が課題であることは事実であるが、県は、関係者からセンターの富谷市移転による影響の大きさが指摘され、慎重に検討を進める必要がある中で、センターの移転・合築にかかる協議を、期限を設定して進めようとしている。
- 県は、どのような考え方、経過の下で協議に期限を設定したのか明らかにするとともに、関係者と各課題の重要度や優先度について改めて議論を行い、県民、関係者などの共通の理解の下で検討を進めるべきである。

(2) 十分な時間をかけ、丁寧なプロセスを経るべきである。

- 今般、センターの移転計画を巡り、県議会や県審議会など公開の場で活発な議論が行われたことにより、本市がかねてから示してきた疑問や懸念が大きな課題となることが表面化した。
- 他の政策的医療の各分野に関しても十分な時間をかけ、掘り下げた議論、検討を行うことで、課題が明白になる可能性が高く、それは結果的に、今後の医療政策にとって大きなプラスになると考えられる。
- 本市は、政策的医療の充実に向け、県との協議を積極的に行っていきたいと考えており、そのために必要な情報を明らかにするよう求めてきた。今回の本市の見解について、県が趣旨を汲み取り、適切な対応がなされた際には、県との連携を一層強化し、よりよい医療提供体制の構築に向けた検討を進めていく所存である。